

# 時事解説

## 中国の農薬管理の変遷と今後の課題

日産化学工業 農業化学品事業部 佐藤 祐二  
海外本部

### はじめに

中国では日本の農薬取締法にあたる農薬管理条例が昨年施行された。これは、1981年以來の大きな変更であり、農薬行政における大きな影響を持つ。ここでは、この紹介を含めたこれまでの中国の農薬行政の変遷と併せて今後の方向性についても多少言及したい。

### I 農薬工業会の中国関連組織

農薬工業会（以下工業会）の国際委員会（13社で構成）は三つのワーキンググループを置き、その一つに知的財産権ワーキンググループ（以下IPRWG）がある。このワーキンググループは主に農薬にかかわる知財権の確保を目的として活動をしている。特に中国では過去から欧米や日本の農薬の模倣品などが多く流通し、正規品の販売に影響を及ぼす事例が多く見られ、業界としての対応も重要である。

また、日本貿易振興機構と工業会が一部援助して中国に進出している日系農薬企業中心に構成される中国IPG農薬ワーキンググループ（IPGは（Intellectual Property Group in Chinaの略）が上海を中心に活動しており、日本製品の模倣品、偽物の防止啓発活動などを行っている。

### II 工業会とICAMAの関係構築

2011年ころから、中国の農薬管理条例が改正されるとの情報から、工業会としてその内容検討を行ってきた。輸出登録、臨時登録制度を含めた改正の内容について、多くの点で建議・意見交換を行う必要性を確認し、工業会としてICAMA（中国農薬検定所）との関係構築を行う必要があるとの結論になった。

2013年には日中関係の不透明化の影響を受け、ICAMA側が工業会との直接対話を避けるムードが広がり難しい局面を迎えた。ICAMAからはその後、技術交流的なもので両者の関係構築が可能との打診がなされ、政治情勢に

影響を受けることを最小化する選択肢を取ることとした。

2014年には村田副会長（当時）を代表としてICAMAを訪問。工業会のICAMAに対するこれまでの建議（要請）中心のアプローチから戦略転換を図り『支援と協調』を新たな基軸として関係強化する方向性を認識してもらうことに成果を得た。これにより、今後定期的な交流を行うことで合意した。

その後神山会長（当時）のICAMA訪問や陝西省ICAMAの農水省訪問にあたっての協力など着実に関係基礎の強化を積み上げてきたが、農薬技術交流に関する覚書の合意には時間を要し、2015年に締結に至った。

第一回の農薬技術交流会は北京にて、平田会長（当時）を代表団とした工業会関係者とICAMAおよび関係団体が50名参加し開催された（図-1）。ここでのICAMA側の演題として、工業会の最大関心事である農薬管理条例の施行前の現状説明を依頼した。現在まで東京と北京開催を合わせて3回の開催を経過している（図-2）。

### III 管理条例の紹介と改正まで

中国の新「農薬管理条例」（以下新条例）は、2011年7月に最初の草案を公表し、数年の論議、修正の後、2017年2月8日、中国国務院第164回の常務会議にて承認され、新条例が同年6月1日より施行された。

#### 1 中国農薬管理の歴史

先進国の中国の農薬関連の法律・法規の策定は、フランスの1905年、日本の1948年に比べて遅かった。法的制度の制定に関しては、以下のような時期に分けられる。

##### (1) 1957～82年の「農薬管理規定」の公布まで

この期間中に、有機リン、有機塩素系農薬および燻蒸剤の使用範囲等の具体的な規定や海外農薬の圃場試験の管理規定等を作成した。また、農業部は関連省庁とともにいくつかの農薬安全使用基準を作成した。実質的な農薬管理は、1978年のICAMAの復活以降となった。

##### (2) 1982～97年の「農薬管理条例」公表まで

1982年には「農薬登録規定」および「農薬登録データ要求」を公布し、農薬登録制度が施行された。また、同年6月、「農薬安全使用規定」を公布し、さらに国外

Brief Introduction of Regulations on Pesticide Administration in China and Challenges for the Future. By Yuji SATO

(キーワード：中国、管理条例、農薬工業会)